社会機能維持のための 濃厚接触者の取扱いについて

令和4年1月28日 (令和4年1月29日改正) 福島県

1 濃厚接触者の自宅待機期間について

- ■原則
- <u>〇 最終曝露日(陽性者との接触等)から</u> 7日間待機(8日目に解除)

令和4年1月28日の国(厚生労働省)通知に基づき、新型コロナウイルス感染症に係るオミクロン株患者として取り扱われる陽性者の濃厚接触者の自宅待機期間(健康観察)は、最終曝露日(陽性者との接触等)から10日間としていたものが、7日間(8日目に解除)に短縮されました。

※7日間は最終曝露日の翌日を1日目として起算します。

■例外

〇 社会機能維持者
 (社会機能を維持するために必要な事業に従事する者)
 (これでは、検査結果が陰性であった場合は、7日間を待たずに自宅待機を解除することができます(最短5日)。



2 社会機能を維持するために必要な事業

掲載している業種は国通知に基づくもの(令和4年1月5日(1月28日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」)

VC 2 4 C3 7	
区 分	業種種
①医療関係	●病院・薬局、●医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 ●献血を実施する採血業 ●入院者への食事提供等、患者の治療に必要な物資・ サービスに関する製造業・サービス業 等
②生活支援関係	●介護老人福祉施設等、●障がい者支援施設 ●施設入所者への食事提供等、入所者の生活に必要な物 資・サービスに関する製造業・サービス業 等
③インフラ運営関係	●電力、●ガス、●石油・石油化学・LPガス ●上下水道、●通信・データセンター 等
④飲食料品供給関係	●農業・林業・漁業 ●飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
⑤生活必需物資供給関係	●家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
⑥宅配・テイクアウト、生活 必需物資の小売関係	●百貨店・スーパー、●コンビニ、●ドラッグストア●ホームセンター 等

2 社会機能を維持するために必要な事業

区 分	業種種
⑦家庭用品のメンテナンス 関係	●配管工・電気技師 等
8生活必需サービス関係者	●ホテル・宿泊、●銭湯、●理美容、●ランドリー ●獣医 等
⑨ごみ処理関係	●廃棄物収集・運搬・処分 等
⑩冠婚葬祭業関係	●火葬の実施や遺体の死後処置 等
⑪メディア関係	●テレビ、●ラジオ、●新聞、●ネット関係 等
12個人向けサービス関係	●ネット配信、●遠隔教育、●ネット環境維持に関する 設備・サービス、●自家用車等の整備 等
③金融サービス関係	●銀行、●信金·信組、●証券、●保険、●クレジット カードその他決済サービス 等
⑭流通・運送サービス関係	●鉄道、●バス・タクシー・トラック、●海運・港湾管理、●航空・空港管理、●郵便・倉庫 等

2 社会機能を維持するために必要な事業

区分	業種種
⑤国防に必要な製造業・サー ビス業の維持関係	●航空機、●潜水艦 等
16企業活動・治安の維持に必 要なサービス関係	●ビルメンテナンス、●セキュリティ関係 等
①安全安心に必要な社会基盤 関係	●河川・道路等の公物管理、●公共工事、●廃棄物処理、 ●個別法に基づく危険物管理 等
⑱行政サービス等関係	●警察、●消防、●その他行政サービス
19育児サービス関係	●託児所等
②その他	 ●医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉、半導体工場等) ●医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造している事業者等 ●医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者、学校等

3 自宅待機期間の短縮の要件・実施方法

- ② 社会機能維持者が無症状であり、検査により陰性が確認されていること。
- ❸ 検査は事業者の費用負担(自費検査)により、抗原定性検査キット を用いた検査を4日目と5日目に行うこと。
- ◆ 事業者は<u>検査結果を必ず確認</u>すること。<u>陽性の場合は医療機関の</u><u>受診を促す</u>とともに、医療機関の<u>診断結果の報告</u>を求めること。
- **⑤** <u>待機解除後、</u>業務に従事する場合は感染対策を徹底すること。 <u>10日目までは不要不急の外出はできる限り控え、</u>通勤時の<u>公共交通</u> <u>機関の利用をできるだけ避ける</u>こと。

4 要件・実施方法の詳細

● 事業の継続に必要な場合に行うこと。

社会機能維持者の所属する事業者において、社会機能維持者の 業務への従事が事業の継続に必要である場合に行うことができます。



❷ 無症状であり、検査により陰性が確認されていること。

社会機能維持者が無症状であり、抗原定性検査キットにより検査を行い陰性が確認された場合に待機を解除することができます。

② 検査は事業者の費用負担(自費検査)により行うこと。

検査は事業者の費用負担(自費検査)により行い、**4日目と5日目**の**抗原定** 性検査キットを用いた検査を行うこと。

<抗原定性検査キットについて>

- · 抗原定性検査キットは、薬事承認されたものを必ず用いてください。
- 検査キットを医薬品卸売販売業者から入手する際は、以下に示した確認書を卸売販売業者に提出してください。
- · 一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売販売業者について、厚生 労働省のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。 ※研修については、厚生労働省のHPで公開される以下のWEB教材の関連部分を学習します。
 - ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・理解度確認テスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。 また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いないことを確認しました。

確認日:

令和年月日

確認者(抗原定性検査キット購入者):

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所:

○○県○○市○○

4 要件・実施方法の詳細

○ 事業者は検査結果を必ず確認すること。

陽性が確認された場合には、**事業者は社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促す**とともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること(陽性であった場合は、当該者を起点とした事業所内の濃厚接触者の把握等を実施してください)。※陽性が確認されたこと等の保健所への連絡は不要です。

医療機関の受診は、かかりつけ医又は診療検査医療機関にご相談ください。

福島県『診療検査医療機関』(検索へ

受診先が分からない場合は、**受診・相談センター**にご相談ください。

受診・相談センター: 0120-567-747 (24時間対応)

○ 自宅待機解除後も感染対策を徹底すること。

事業者は社会機能維持者に対し、10日目までは、 社会機能維持業務への従事以外の不要不急の外出は できる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用を できる限り避けるよう説明してください。

